

第 58 号	関西圏大学非常勤講師組合	2018 年 12 月 9 日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijon.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>	1. 大阪産業大学と定期交渉 p. 1	2. 組合学習会と阪大学習会 p. 2
	3. 帝塚山学院大学が雇い止め撤回 p. 2	4. 立命館大学の労働者代表選挙 p. 3
	5. 関西学院大学と団体交渉 p. 3 ~ 4	6. 冬季カンパのお願い p. 4

大阪産業大学 今年度中に無期雇用転換 の整備へ 賃上げ・昼休憩延長は拒否

11 月 27 日に大阪産業大学と定期交渉を行いました。今回の交渉では、最初に 8 月 2 日に行われた無期雇用転換をめぐる団交内容を再確認しました。無期雇用転換権の申し込みについては、遅くとも 1 月中旬までには説明会を行い、該当する非常勤講師が申し込みできるように整備すると回答しました。また、現在勤続 5 年未満の非常勤講師についても順次無期雇用転換権を認めていく方向とのことです。

しかしながら、2019 年度以降に新規採用される非常勤講師が 5 年後に無期雇用転換できるかどうかを確認したところ、継続審議中であるとして回答を保留しました。組合側は、既に雇用されている非常勤講師と来年度以降新規採用される非常勤講師との間で雇用条件に差を設けるのは労働契約法の趣旨に反すると指摘しました。その上で、雇用上限を設ける際には、雇用契約書とは別に、年数上限について同意した旨の署名捺印を労働者

からもらう必要があること、雇用上限年度に労働者が「勘違いがあった」「同意しなければ契約しないと言われ、仕方なく同意した」と訴えた場合、民法第 93, 95, 96 条等により当該同意は無効であると判断される可能性があることを、組合は指摘し再考を促しました。大学側は 1 月末までに回答すると約束しました。

数年来の懸案事項である非常勤講師の賃上げですが、大学側は、現在平成 32 年度までの財政再建策を実行中であり、現状では賃上げは不可能と回答しました。組合側は財政再建が必要になる前から賃上げがないこと、来年から消費税が 10%に上がることも踏まえ、まずは給与ランクを上の方に一本化するよう要求しましたが、大学は拒否しました。

またこれも積年の懸案事項ですが、昼休憩を現在の 40 分から 60 分に増やすよう要求しましたが、こちらも保留となりました。

これらの問題について今後も粘り強く交渉を続けていく予定です。 (文責・浦木)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ
電話: 06-6763-3201 (江尻) 月の午後、メール: sodan@hijokin.org (随時)

組合学習会と阪大学習会報告

労働契約法第 18 条により、2013 年から有期雇用契約の更新を繰り返し 2018 年 4 月以降に 5 年を超える有期雇用労働者に無期雇用契約への転換申込み権が生じました。この無期転換権に関する組合学習会と阪大学習会報告です。

11 月 4 日にエルおおさかで組合学習会「労働契約法、どう使う、どう闘う?! ～大学有期雇用労働者のためのツールとして～」が中村和雄弁護士と首都圏組合の松村比奈子委員長と志田書記長をゲストスピーカーにお迎えして開催され、労働契約法第 20 条最高裁判決の意義や有期パート労働法と「同一(価値)労働同一賃金」に関し、また非常勤講師への任期法の「労働契約法の特例」適用の問題点(法的に無理であること)と対応策及び福

岡労働局が河合塾に対し今年出した助言文書の紹介とその文書が有期雇用労働者の雇い止め問題に関していかに法的有効性を有するかに関して、解説して頂きました。

11 月 13 日には阪大豊中キャンパスで、阪大学習会「“非正規は通勤費ナシ”て、どないなん?! 使いたおそう! 労働契約法 20 条最高裁判決フォーラム」が開催され、大阪労働者弁護団の中島光孝弁護士がゲストスピーカーとして「労契法 20 条最高裁判決の意義とその活用」に関し講演されました。

組合学習会と阪大学習会の両方で終了後に交流会が行われ、各ゲストスピーカーへの質疑応答と参加者からの活発な意見交換があり、非常に有意義な学習会でした。

(文責・新屋敷)

帝塚山学院大学、雇い止め撤回!!

7 月に大学から新たに専任教員を採用したという理由で次年度雇い止めに通告された A 大学側は A さんの次年度の雇い止めの理由について①大学の経営状況が定員割れなどで苦しく、できるだけ授業は専任教員に持たせる、専任教員がひとり増えたので非常勤講師の担当コマ数が減ったこと。② A さんだけを雇い止めにした理由について、授業中に A さんの携帯に度々電話があり、それに出ており、そのことについて学生から文句がでていたこと。また、女子学生が A さんにネイルを見せたとき、女子学生のネイルを触るなどのセクハラに近い行為があったこと。これらのことを総合して A さんを雇い止めにすることになったと説明しました。組合側は、① A さんは 5 年以上、更新が繰り返されており労働契約法 19 条にある次年度の雇用される期待権があると反論しました。

さんの雇い止め撤回を求めた団体交渉が 11 月 1 日におこなわれました。

②について A さんは、2016 年度は緊急なことなどがあって授業中に携帯電話に 2 度出たことは認めたが 2017 年度は出ていない、現在は携帯の電源は切っている。ネイルの件については、学生はセクハラとは受け止めておらず、この件を理由に A さんが専任教員から不利益扱いを受ける可能性があると感じた学生が自ら学生相談センターに行ってセクハラではないと申し出た、それは相談センターの記録に残っているはずと反論した。大学側は、事実関係を再度調査して 11 月末までに回答するつもりでした。11 月 22 日に大学から回答があり、学生の相談記録などを確認した結果、雇い止めは撤回されました。(文責・江尻)

立命館で労働者過半数代表選挙実施、当組合候補者及ばず

例年よりやや実施時期が遅れてしまいましたが、過半数代表選挙が4キャンパスにおいて行われました(10月26日第1回選管および選挙公示、11月30日開票)。当組合からは、例年と同じく、衣笠キャンパスで長澤副委員長が、びわこキャンパス(BKC)でマーク組合員が立候補し、他の候補者(教職員組合)と争いました。朱雀と茨木の両キャンパスは候補者がそれぞれ1名だったので(いずれも教職員組合)、信任投票となりました。

結果は、長澤候補は389票(昨年223票)、他候補は622票(昨年422票)、マーク候補は272票(昨年55票)、他候補は971票(昨年452票)でした。衣笠の投票率は49%、BKCは44%、朱雀は81%(信任率77%)、茨木は54%(同51%)でした。得票率が有権者の過半

数に達しなかった衣笠とBKCでは、最多得票者について、あらためて有権者全員による信任投票が実施されます。

今回もまた、教職員組合・ユニオンぼちぼち・非常勤組合による選管を立ち上げ、法人と雇用関係にあり、かつ大学に所属するすべての者を有権者として(4キャンパス計6752名。法人が有権者名簿を提供)、選挙を実施しました(選挙広報は5回)。事業場での直接投票だけでなく、今回はWEB投票・郵送投票も可能とした結果、投票率があがりました。おそらく関西圏では一番民主的な選挙が行われたのではないかと思います。中心となって選挙を管理・運営してくださった教職員組合の方々には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

(文責 長澤)

関西学院大学と団体交渉

12月4日に関西学院大学と団体交渉をおこないました。大学からの主な回答は以下の通りです。

①「任期法」を非常勤講師に適用し、無期転換権を5年から10年に延長した問題について。大学は、非常勤講師の「任期法」適用は同法の4条1項の「先端的、学際的または総合的な教育研究」の流動型を適用していると回答。組合は、非常勤講師全員に「任期法」を適用するのはおかしいと追及しました。また、組合は5年での無期転換権が10年に延長されるのは権利のはく奪に当たり非常勤講師の個別の同意が必要で「就業規則」の改定や「契約書」に書くだけ

ではダメだと追及しました。大学は、非常勤講師全員に「任期法」を適用できるかどうかについては、文科省が各大学の裁量権に任せると言っているので問題ないと回答しました。ただし、組合員が「任期法」適用に同意していないとして5年での無期転換権を申し入れた場合に認めるかどうかは、今後、大学で検討すると回答しました。

②労働者代表選挙の民主的な実施について。組合は夏休み中に実施された労働者代表選挙についての問題点、不信任投票ではなく信任投票にすべきと追及しました。大学は改善を検討すると回答しました。

③組合員のAさんについてのパワハラ、不

当労働行為問題について。組合は申告者Aさんが二年前に抗議文を提出していたパワハラ、またセカンドハラスメントへの中立調査を求めました。法学部との個別面談に応じな

い場合、次年度契約をしないかのような文書に抗議し、「授業アンケート」や面談を契約更新の条件に使う差別的提案の撤回を求めました。(文責・江尻)

冬季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく15年目を迎えようとしています。今年も多数の労働相談が寄せられ対応に大忙しの毎日です。また近年、これまでカンパを寄せていただいた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあります。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。(振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにもあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所()		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)

